

①

答申書の付記に対する提案

本審議会にて利用者の負担や浴場の経営リスク等に関する諸問題及び対策に関することを審議可能とするために、大阪府附属機関条例の一部改正を併せ望みたい。

②

各県における入浴料金審議会の設置目的

大阪府公衆浴場入浴料金審議会（大阪府附属機関条例）

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令第2条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定についての調査審議に関する事務

神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会

公衆浴場入浴料金の統制額の指定及びこれに関する諸問題に関すること

東京都公衆浴場対策協議会

- (1) 公衆浴場入浴料金の改定に関すること。
- (2) 確保浴場の選定に関すること
- (3) その他公衆浴場対策に関すること

京都府公衆浴場入浴料金審議会

公衆浴場入浴料金の統制額の指定について知事の諮問に応じ調査審議し、意見を答申する事務